

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、六期目の県政運営に当たり、御挨拶と所信の一端を申し上げます。

私は、この度の選挙におきまして、多くの県民の皆様から御支持をいただき、引き続き県政運営を担うこととなりました。選挙期間を通じて、県民の皆様から賜りました温かい励ましと御支援に対し、心から感謝を申し上げます。

深刻化する人口減少・少子化問題への対応は、我が国が直面する喫緊の課題であります。国におきましては、先月、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生10年の取組の成果と反省を生かし、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、「地方創生2.0」として再起動させ、人口減少対策につなげるとしております。

六期目に当たりましては、こうした国の動きも踏まえながら、市町との緊密な連携の下、本県の実情に即した各種施策を積極的かつ戦略的に展開し、栃木の明るい未来を創生していくことが私の使命であると考えております。

その上で、私が知事就任以来、一貫して県政運営の基本として参りました「対話と協調」、「県民中心」、「市町村重視」を改めて徹底し、各地域の特性やニーズ等のきめ細かな把握に努めるとともに、「官民連携」を一層強化することにより、施策の実効性を高め、県全体にその効果を波及させて参りたいと考えております。

これからの4年間、私が選挙期間を通じて県民の皆様にお約束をした5つの柱に沿って、スピード感を持って、最大の成果を得られるよ

う、全力で取り組んで参る所存であります。

まず、第一は、「『人への投資』と少子化トレンドの反転」であります。

教育をはじめとした人への投資を積極的に行うとともに、深刻さを増す少子化に歯止めをかけるという強い決意を持って、オール栃木体制で人口減少対策に取り組み、すべての人が輝く「人づくりとちぎ」を進めて参ります。

第二は、「『女性・若者の活躍』を全力応援」であります。

G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催県としてのレガシーを生かしながら女性活躍を一層推進するとともに、地域の元気創出に向け努力する若者へのサポートや意見・発想の施策への反映などを通じて、男女が共に輝き、若者たちが活躍できるとちぎを創って参ります。

第三は、「『健康・安心なとちぎ』の実現」であります。

新興感染症に備えた医療・福祉提供体制の整備や自然災害の頻発・激甚化を踏まえた防災・減災対策、暮らしの安全・安心を脅かす犯罪から県民を守る防犯対策をそれぞれ推進し、誰もが健康で安心して暮らし続けられるとちぎを実現して参ります。

第四は、「『稼ぐ力』を伸ばして更なる『豊かな県』へ」であります。

県内企業の持続的な賃上げ促進や先端産業の企業誘致、スマート農業・スマート林業の加速化等による農林業の成長産業化、インバウンドなど観光誘客の一層の促進により、県民所得の更なる向上を図り、

県民の皆様が豊かさを実感できるとちぎを目指して参ります。

第五は、「『X(トランスフォーメーション)』で『とちぎの未来創造』」であります。

行政手続のオンライン化をはじめ、人口減少局面においても便利で快適な暮らしを確保するDXや脱炭素社会の構築に向けたGXを推進することによって、それぞれの地域が特色を生かし、元気であり続ける持続可能な社会を実現して参ります。

現在、策定を進めております「とちぎ未来創造プラン」に続く次期プランに、これらの取組を適切に反映し、着実に推進して参りたいと考えております。

栃木をつくる原動力となる人づくりをはじめとした各種施策に取り組むことが、本県の輝く未来への投資となるものと確信しており、これらを通して「誰もが未来に夢や希望の持てる栃木」、「豊かさと幸せを実感できる栃木」を実現し、次の世代に引き継いでいけるよう、私が先頭に立ち、全身全霊で取り組んで参る決意であります。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例9件、その他の議案9件の計19件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、移住支援金や奨学のための給付金の支給に要する経費の追加計上等を行うこととして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、1億5,455万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,454億9,529万円となります。この財源といたしましては、繰越金及び国庫支出金を充てることといたしました。

第2号議案は、栃木県水と緑の南摩の里を鹿沼市に設置するため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づき、特定盛土等規制区域内において許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、雇用保険法の一部改正等に伴い、職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、外国旅行の旅費の取扱いを改めること等のため、職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、宅地造成等に関する工事の許可申請手数料を定めること等のため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、県が観覧に供するために設置した公の施設の使用料等の免除の対象となる者の範囲を拡大するため、障害者の利用に係る

公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害の発生の防止に関する規定を削除するとともに、特定事業を許可制から届出制に変更すること等のため、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、特定免許情報記録手数料を定めること等のため、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、栃木県収用委員会委員神原敦子氏及び関根則次氏並びに予備委員貝塚美浩氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、各氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第12号議案及び第13号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第15号議案は工事請負契約の変更について、第16号議案は特定事業契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案は、公の施設に係る指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

第18号議案は県道路線の廃止について、第19号議案は県道路線の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。